

青色申告 をはじめませんか

◎ 青色申告制度とは

「青色申告」は、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、税金の面で様々な特典を受けることができる制度です。

※ 青色申告の方は、原則として、正規の簿記（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりませんが、簡易な記帳（①現金出納帳、②売掛帳、③買掛帳、④経費帳、⑤固定資産台帳）で記帳してもよいことになっています。

青色申告の主な特典

青色申告をすることができる方は、事業所得、不動産所得及び山林所得のある方です。

① 青色申告特別控除

一定の要件の下で、事業所得等の金額から**最高 65 万円**を差し引くことができます。
（詳細は裏面をご覧ください。）

② 青色専従者給与の必要経費算入

生計を一にする配偶者やその他の親族で、専らその事業に従事している人に給与を支払っている場合、その支払った金額のうち、事前に届出をした範囲内で相当であると認められる金額を必要経費とすることができます。

③ 純損失の繰越しと繰戻し

事業所得等から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得金額から差し引くことができます（**純損失の繰越し**）。

また、前年も青色申告をしている場合は、その損失額を前年分の所得金額に繰り戻して控除し、前年分の所得税額の還付を受けることもできます（**純損失の繰戻し**）。

〔それぞれの特典の適用にあたっては、一定の要件があります。詳しくは、国税庁ホームページ等をご覧ください。〕

<青色申告をするためには・・・>

令和2年分の所得税から青色申告をする場合には、令和元年分の所得税の確定申告期限まで^(※)に「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、所轄税務署長に提出する必要があります。

(※ 新型コロナウイルス感染症の影響で外出を控えていらっしゃる方へ)

令和元年分の所得税の確定申告については、新型コロナウイルス感染症の拡大により外出を控えるなど、期限内（令和2年4月16日（木））に申告が困難な場合には、期限を区切らず、柔軟に申告書等の提出を受け付けることとしています。

令和元年分の確定申告がまだお済みでない方は、所得税の確定申告書を提出される際に、「所得税の青色申告承認申請書」を併せて提出して下さい。

また、令和2年4月16日（木）以前に令和元年分の確定申告書を提出した方については、感染拡大により外出を控えるなど、同日までの間に「所得税の青色申告承認申請書」を提出することが困難であった場合には、4月17日（金）以降であっても同申請書を提出することが可能ですので、所轄の税務署へご相談下さい。

青色申告制度の詳細
については、こちら



「所得税関係」の
「記帳・帳簿等保存、青色申告」をご覧ください。



国税庁

法人番号 7000012050002

令和2年4月

青色申告特別控除の適用要件等

- ① 正規の簿記（一般には複式簿記）の原則により記帳している方
記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、確定申告書をその提出期限までに提出する場合は、事業所得等の金額から**最高 55 万円**を差し引くことができます。
⇒ **e-Tax による申告（電子申告）又は電子帳簿保存**を行っている方は、事業所得等の金額から**最高 65 万円**を差し引くことができます（詳細は、下記をご覧ください。）。
- ② 簡易な帳簿により記帳している方
事業所得等の金額から**最高 10 万円**を差し引くことができます。

【65 万円の青色申告特別控除を受けるためには・・・】

（①e-Tax による申告）

- ・ e-Tax とは、申告などの国税に関する各種の手続について、インターネットを利用して電子的に手続を行えるシステムです。
- ・ 令和 2 年分から、65 万円控除を受けるためには、ご自宅等のパソコンにより、**e-Tax で確定申告書及び青色申告決算書のデータを提出（送信）する必要があります。**

なお、国税庁ホームページで確定申告書及び青色申告決算書のデータを作成し、e-Tax で提出（送信）することもできます。

- ※ 1 ご利用のパソコンが e-Tax の推奨環境を満たしているかを、事前に e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）でご確認ください。
- ※ 2 **税務署のパソコンでは、青色申告決算書等のデータを e-Tax で送信することはできないため、65 万円控除を受けられません。**

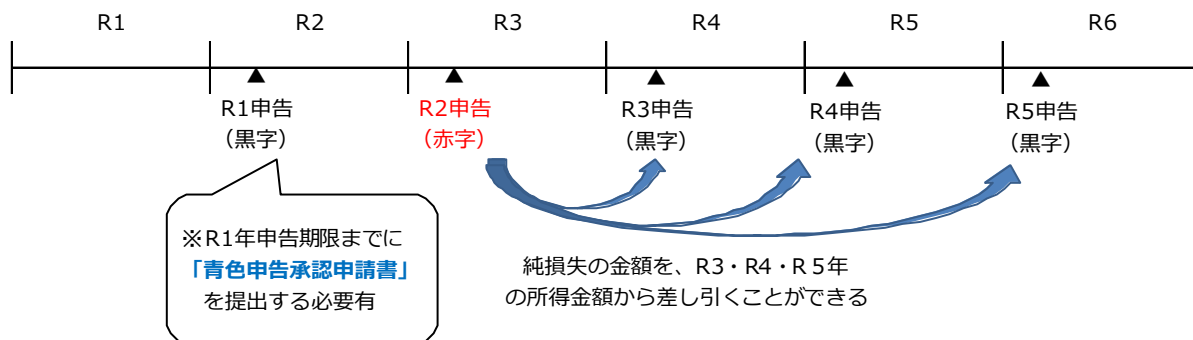
（②電子帳簿保存について）

- ・ 一定の要件の下で帳簿を電子データのままで保存できる制度です。この制度の適用を受けるには、**帳簿の備付けを開始する日の 3 か月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。**
- ※ 原則として課税期間の途中から適用することはできません。
- ・ 令和 2 年分の所得税確定申告から 65 万円控除を受けるためには、その年中の事業に係る**仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。**

- ◎ **令和 2 年分に限っては、**令和 2 年 9 月 30 日までに「国税関係帳簿の電磁的記録による保存等の承認申請書」を提出し、同年中に承認を受けて、同年 12 月 31 日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65 万円控除を受けることができます。

純損失の繰越しについて

（例）R2 年に生じた**純損失の金額**を R3・R4・R5 年の所得金額から差し引く場合



- ※ R2 年分の所得税から青色申告をした方については、R3 年以後に純損失が生じた場合に、純損失の繰戻しの適用を受けられる場合があります。

※ 青色申告の詳細については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「はじめてみませんか？ 青色申告」などをご覧ください。